**ａ．譲渡（譲受け）の理由**

**ｂ．事業の譲渡（譲受け）の内容**

**（ａ）譲渡（譲受け）部門の内容**

**（ｂ）譲渡（譲受け）部門の直前事業年度における売上高及び経常利益**

**（ｃ）譲渡（譲受け）部門の資産・負債の項目及び金額**

**（ｄ）譲渡（譲受け）価額及び決済方法**

**（ｅ）簡易又は略式手続による場合はその旨**

**ｃ．相手先の概要**

・　名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（＊）を記載する。

（＊）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

・　資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

※　相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※　相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

**ｄ．譲渡（譲受け）の日程**

**ｅ．会計処理の概要**

・　該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。

・　取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。

※　のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の３０％未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。

**ｆ．今後の見通し**

・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**ｇ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**○　支配株主との取引等に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

**○（参考）当期業績予想及び前期実績**

・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（事業の譲渡又は譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※　事業の譲渡若しくは譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は事業の譲渡若しくは譲受けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※　新たに算出した予想値を記載する場合において、事業の譲渡又は譲受けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。